

令和2年度税制改正の概要（法人編）

坂本和則 相談部 東京相談室

令和2年度の税制改正では、法人に関する項目として、新しい技術・ノウハウを持つベンチャー企業への出資に係る措置、5G（第5世代移動通信システム）に係る設備を取得した場合の措置など、新しい税制が創設されました。また、連結納税制度のように制度が見直された項目もあります。

今回は、令和2年度税制改正のうち、多くの会社に関係する主な項目を解説します。

※本稿では、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた税務上の措置については、取り上げていません。

1. オープンイノベーションの促進に係る税制の創設

新しい技術・ノウハウを持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業への事業会社による出資に係る新たな税制措置が創設されました。

この税制は、青色申告書を提出する法人が対象で、中小企業も活用できるように、一定の手当てがなされています。対象となるのは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に取得する株式で、オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資払込みとして、経済産業大臣が証明したものとされています。要件を満たす株式を取得した場合は、その株式の取得価額の25%以下の金額（特別勘定として損金経理した金額を限度）を、その事業年度の所得の金額を上限に損金算入できます。

[1] 出資を行う事業会社と出資を受けるベンチャー企業の要件

(1) 出資を行う事業会社の主な要件

- ・ 特定事業活動を行う青色申告法人であること
- ・ ベンチャー企業に直接または CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じて出資を行っている国内の事業会社であること など

(2) 出資を受けるベンチャー企業の主な要件

- ・ 設立後10年未満の株式会社（新設会社は除く）であること
- ・ 非上場会社であること

- ・一定の企業グループに属していないこと など

[2] 出資に関する主な要件

- ・新たな資金がベンチャー企業に提供される出資であること（株主間の売買のような発行済株式の取得は対象外）
- ・1億円以上（中小企業からの出資は1,000万円以上）の出資による払込みであること（適用上限あり）
- ・国外のベンチャー企業への出資は5億円以上であること

出資した事業者は、出資により取得した株式を5年間保有することが求められます。また、1年間の出資案件に関して、各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないことを決算期にまとめて、経済産業省に対して報告することになります。

この税制の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等は、保有が義務付けられる5年間が経過したものを除き、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入します。

2. 投資や賃上げを促す措置の見直し

研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除制度や、給与等の引上げおよび設備投資を行った場合の税額控除制度の見直しが行われました。この改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

[1] 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業については、以下の①②の要件のいずれにも該当しない場合、原則として研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除）の規定を適用しないこととなっていました。

- ① 継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の1割の金額を超えること

今回改正では、このうち②の要件が「国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること」と強化されました。さらに、不適用措置の対象となる特定税額控除は、研究開発税制、地域未来投資促進税制に、今回の税制改正で新設された5G（第5世代移動通信システム）導入促進税制が加えられることとなりました。

[2] 賃上げおよび投資の促進に係る税制の見直し

大企業については、以下の①②の要件のいずれも満たす必要がありました。

- ① 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上であること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の90%以上であること

今回改正では、このうち②の要件が「国内設備投資額が当期の減価償却費の95%以上であること」と強化されました。

3. 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、制度適用やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、簡素化等の見直しが行われました。平成 14 年度の制度創設から 18 年を経て抜本的に見直され、グループ通算制度に移行します。

具体的には、企業グループ全体を 1 つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に法人税額の計算および申告を行いつつ、グループ内で損益通算などの調整を行う簡素な仕組みとすることなどにより、事務負担の軽減が図られることとなります。この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。なお、現に連結納税制度を適用している法人は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からグループ通算制度が適用されますが、当該事業年度開始前日までに届け出ることにより、グループ通算制度に移行せず単体納税法人となることも可能です。

4. 5G導入促進税制の創設

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」に基づいて導入される 5G に係る一定の投資について、同法に定める法人が、同法の施行日である令和 2 年 8 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に「認定特定高度情報通信技術活用設備」を取得等して、国内にある事業の用に供した場合は、取得価額の 30% の特別償却と 15% の税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の 20% を限度）のいずれかを選択できる制度が創設されました。

対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備は、全国基地局に関する送受信装置や空中線（アンテナ）、ローカル 5G 基地局に関する送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、コア設備、光ファイバーなどです。主に大手の通信会社（全国 5G 事業者）が中心になるものと考えられますが、通信会社以外の事業会社（ローカル 5G 事業者）においても適用されることが考えられます。

5. 消費税

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合は、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を 1 カ月延長する特例措置が創設されました。この改正は、令和 3 年 3 月 31 日以後終了する事業年度末の属する課税期間から適用されます。なお、延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付することとなります。

6. 国際課税

法人が外国子会社株式等を取得した後、当該子会社から配当を非課税で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡すること等により、譲渡損失を創出させることが可能となっており、これが国際的な租税回避に利用されるとの指摘があります。こうした国際的な租税回避に適切

に対応する観点から、一定の支配関係にある外国子会社等から一定の配当額を受け取った場合は、株式等の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額（支配関係発生後の利益剰余金から支払われたと認められる部分の金額）を減額する見直しが行なわれました。この改正は、令和2年4月1日以後に行われる配当等から適用されます。

7. その他の見直し等(期限延長を含む)

[1] 交際費等の損金不算入制度の見直し

交際費の損金不算入制度は、適用期限が2年延長されました。

接待飲食費に係る損金算入の特例は、対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外したうえで、適用期限が2年延長されました。

[2] 地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置の見直し

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却または税額控除制度の適用期間が2年延長されました。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、一定の措置を講じたうえで、適用期限が2年延長されました。

[3] 企業版ふるさと納税制度の見直し

認定地方公共団体の寄附活用事業（企業版ふるさと納税）に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、一定の措置を講じたうえで、適用期限が5年延長されました。

[4] 特定の資産の買換え特例の要件見直しと期限延長

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行ったうえで、その適用期限が3年（過疎地域に係る措置および危険密集市街地に係る措置は、令和3年3月31日まで）延長されました。

[5] 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の要件見直しと期限延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、一定の見直しを行ったうえで、その適用期限が2年延長されました。

[6] 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付の不適用措置の延長等

中小企業者の欠損金等以外の繰り戻しによる還付制度の不適用措置について、一定の見直しを行ったうえで、適用期限が2年延長されました。

内容は2020年9月15日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701

<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>